

# 令和2年第11回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和2年11月27日（金）

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

1階中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 2年11月 9日		
2	招集の期日	令和 2年11月27日		
3	会 期	令和 2年11月27日から 令和 2年11月27日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	な し		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	3件	3 件	0 件	0 件
	計			
	3件	3 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和2年教育委員会第10回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町通学路交通安全プログラムの策定について
議案第2号	湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

承認第1号

令和2年教育委員会第10回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

令和2年11月27日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第1号

湧別町通学路交通安全プログラムの策定について

湧別町通学路交通安全プログラムを次のとおり策定する。

記

別紙のとおり

令和2年11月27日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

町内小・中・義務教育学校における通学路の交通安全確保に向けた取り組みを推進するため、学校と関係機関が連携体制を構築し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るため、本プログラムを策定するものである。

## 議案第2号

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則（平成30年教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和2年11月27日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

## 提案理由

年次有給休暇について、付与時期等を明確にするため、本規則を改正するものである。

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則（平成30年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第10条 <u>湧別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成21年条例第38号。以下「勤務時間条例」という。）第5条の規定は、アドバイザーについて準用する。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p><u>2 前項の年次有給休暇は、新規任用の場合、任用時に付与するものとし、前年度より継続して任用される場合、4月1日に付与するものとする。</u></p> <p><u>3 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。</u></p> <p><u>4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に付与された年次有給休暇にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に繰り越すことができる。</u></p> <p><u>5 所属長は、アドバイザーから請求された時季に有給休暇を与えることが、事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができる。</u></p> <p>(病気休暇)</p> <p>第16条 勤務時間条例第13条及び湧別町職員の勤務時間、休暇等に関</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第10条 <u>湧別町勤務時間、休暇に関する条例</u>（平成21年条例第38号。以下「勤務時間条例」という。）第5条の規定は、アドバイザーについて準用する。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第16条 勤務時間条例第13条及び湧別町職員の勤務時間、休暇等に関</p>

改正後	改正前
<p>する規則（平成21年規則第25号。以下「勤務時間規則」という。） 第29条の規定は、アドバイザーについて準用する。この場合において、<u>同条第1項中「90日」とあるのは、「20日に1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（特別休暇）</p> <p>第17条 勤務時間条例第14条及び勤務時間規則第30条の規定は、アドバイザーについて準用する。<u>この場合において、同条第1項第3号、第4号、第6号から第8号、第10号、第13号から第17号及び第19号</u>については、無給とする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第18条 勤務時間条例第15条の規定は、アドバイザー（引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過するまでにその任期が満了することが明らかでないもの。）について準用する。この場合において、<u>同条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>する規則（平成21年規則第25号。以下「勤務時間規則」という。） 第29条の規定は、アドバイザーについて準用する。この場合において、<u>同規則第29条第1項中「90日」とあるのは、「20日に1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（特別休暇）</p> <p>第17条 勤務時間条例第14条及び勤務時間規則第30条の規定は、アドバイザーについて準用する。<u>同規則第30条中、第3号、第4号、第6号から第14号及び第16条</u>については、無給とする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第18条 勤務時間条例第15条の規定は、アドバイザー（引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過するまでにその任期が満了することが明らかでないもの。）について準用する。この場合において、<u>第15条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 略</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。